

四国紙パルプ研究協議会会則

- 第1条 本会は四国紙パルプ研究協議会と称する。
- 第2条 本会は四国地方の紙パルプに関する学問及び技術の進歩発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は四国地方の紙パルプに関する業務或いは研究に従事するもの及び本会の趣旨に賛同するもので、所定の手続きを終えたもの。
- 第4条 本会の事務所は公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会に置く。
- 第5条 本会は第2条の目的を達成するため、講演会、討論会、座談会、見学、印刷物の配布等を行なう。
- 第6条 本会に役員として、会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名を置き、その任期は2ヵ年とし、総会において選任する。ただし再任を妨げない。会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、会務を代行する。理事は本会の運用、予算その他重要な事項を審議決定する。監事は本会の業務及び会計の監査に当たる。
- 第7条 本会の会務を処理するため、幹事若干名を理事のうちから会長が委嘱する。
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 本会の会議は総会、役員会及び企画委員会とする。
総会は毎年1回これを開催し、予算・決算の承認、その他重要事項を審議決定する。
役員会は必要に応じ開催し、本会の運営並びに総会議案事項の原案などについて協議する。
会長はその内容により、または急を要する議案が生じた場合は、役員が書面により賛否を示すことにより、役員会の議決に代えることができる。
企画委員会は、本会の円滑な企画及び業務運営を図るために置く。規約は別に定める。
- 第10条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他収入を持ってこれに当てる。
会費は年額3,000円とする。
ただし学生会員の会費は年額1,500円とする。
- 第11条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 附 則
1. この会則は昭和50年8月6日から実施する。
 2. 改正 この会則は昭和52年4月1日から実施する。
 3. 改正 この会則は昭和56年4月1日から実施する。
 4. 改正 この会則は平成2年4月1日から実施する。
 5. 改正 この会則は平成11年4月1日から実施する。
 6. 改正 この会則は平成14年4月1日から実施する。
 7. 改正 この会則は平成16年7月8日から実施する。
 8. 改正 この会則は令和3年6月30日から実施する。
 9. 改正 この会則は令和6年6月5日から実施する。